

「救命救急センター運営事業」における対応

1 趣 旨

平成7年5月26日「外国人に係る医療に関する懇談会報告書」により、救急医療制度の円滑な運営を確保する観点等から外国人の医療に関し、国としても何らかの対応措置を検討する必要があるという指摘があったこと等を踏まえ、平成8年度より、外国人に係る救急医療において、生命に直結するような緊急かつ重篤な疾病について、必要な医療を提供する救命救急センターに対し財政措置を講じることとした。

2 概 要

(1) 事業概要

- 救命救急センターにおいて、重篤な外国人救急患者の救命医療を行い、無被保険者について努力したにも拘わらず回収できない未収金（1件20万円超）に限って、20万円を超える部分について、現行の救命救急センター運営費補助金の基準額に加算して補助する。
 - ・平成11年度に「50万円超」から「30万円超」に緩和
 - ・平成17年度に「30万円超」から「20万円超」に緩和
- 医療提供体制推進事業費補助金（14,689百万円←平成19年度当初予算額）のうちの「救命救急センター運営事業」における加算要素の一つ→「在日外国人にかかる前年度の未収金」

(2) 基準額（加算額）

（前年度未収金（1か月1人あたり）－20万円）の年間累計

※ 在日外国人に係る前年度の未収金であって、努力したにも拘わらず回収できない未収金（1か月1人あたり20万円超）

(3) 補助先

都道府県（救命救急センター）

(4) 補助率

1 / 3（負担割合：国1 / 3、都道府県1 / 3、事業者1 / 3）

別紙

平成19年度医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（抜粋）

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
	コ 救命救急センター運営事業	—	<p>1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 30床以上の運営の場合 $109,470 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (ただし、30床未満21床以上の運営の場合は、1床当たり $2,814 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ を減額する。)</p> <p>② 20床の運営の場合 $81,309 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (ただし、20床未満の運営の場合は、1床当たり $1,197 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ を減額する。)</p> <p>③ ドクターカーの運転手を確保する場合 $4,668 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$</p> <p>④ 心臓病の内科系専門医及び外科系専</p>	救命救急センター運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）	3分の1

門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,174千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとする
。)

⑤脳卒中の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,174千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとし
る。)

⑥小児救急専門病床
に医師、看護師を
専任で確保する場
合 55,587千円×確
保月数／12

(2) 在日外国人にかか
る前年度の未収金
(1か月1人当たり20
万円超)に限って20
万円を超える部分)